

指定給水装置工事事業者のみなさまへ

魚津市上下水道局より大切なお知らせ

令和元年10月1日より 指定給水装置工事事業者は 5年毎の更新が必要になりました

指定給水装置工事事業者の資質の維持・向上を目指して、「水道法の一部を改正する法律」が令和元年10月1日に施行され、指定の有効期間が従来の無期限から5年間となりました。

※旧制度で指定を受けている工事事業者のみなさまは、指定を受けた日によって、初回の更新までの有効期間が異なります。(下表参照)

指定を受けた日	初回更新までの有効期間
H10.4.1～H11.3.31	令和元年9月30日～令和2年9月29日(1年)
H11.4.1～H15.3.31	令和元年9月30日～令和3年9月29日(2年)
H15.4.1～H19.3.31	令和元年9月30日～令和4年9月29日(3年)
H19.4.1～H25.3.31	令和元年9月30日～令和5年9月29日(4年)
H25.4.1～R1.9.30	令和元年9月30日～令和6年9月29日(5年)

更新手続きについては、対象となる指定給水装置工事事業者様宛に事前に郵送にてご案内します。

なお、郵便の不着や未更新の方への再通知はいたしません。

●指定更新の要件は水道法第25条の3(指定の基準)を準用し、下記の確認を行います。

- ①給水装置主任技術者の選任
- ②給水装置工事を行うための機械器具の名称、性能及び数
- ③水道法第25条の3で規定された欠格要件に該当しない者

●更新申請に必要な書類

- ・指定申請書
- ・誓約書
- ・機械器具調書
- ・定款及び登記事項証明書(法人)又は住民票(個人)
- ・選任する主任技術者の確認書類(免状又は技術者証等)

○指定更新手数料 : **5,000円(非課税)**

◇更新申請についてのお問い合わせは
上下水道局水道課 TEL:0765-23-1013